

債務保証事業 主な手続きの流れ

No.	項目	内容	作業区分	機 構	事 業 者	銀 行
1	仮申込書提出	必要資金借入に係る債務保証の仮申込	事業者→銀行		●	●
		銀行が「仮申込書」を作成し、添付資料（「決算書」「意見書」等）とともに機構宛に提出	銀行→食流機構	●		●
2	審査委員会開催	提出資料を元に審査委員会開催 債務保証の諾否決定（債務保証割合、保証料率等含む）	食流機構	●		●
		開催後、事業者・銀行宛に「諾否通知」を送付	食流機構→事業者	●	●	
			食流機構→銀行	●		●
3	約定書・覚書の打合せ	銀行と機構間で「約定書」及び「約定書に係る覚書」、「債務保証に関する覚書」について打合せ開始（「約定書」「約定書に係る覚書」については、既に締結済みの金融機関を除く）	食流機構⇔銀行	●		●
4	申込書等の提出	①事業者は、「債務保証委託書」を作成し、関係資料を添付の上、銀行を経由し機構へ提出	事業者→銀行→ 食流機構	●	●	●
		②銀行は、「債務保証申込書」を作成し、上記「債務保証委託書」と併せて、機構宛に提出	銀行→食流機構	●		●
5	約定書・覚書の締結	上記3の「約定書」及び「約定書に係る覚書」、「債務保証に関する覚書」を締結	食流機構⇔銀行	●		●
6	債務保証承諾書の送付	機構は、事業者宛に「債務保証承諾書」を送付 (上記4①の返信)	食流機構→事業者	●	●	
7	債務保証委託契約書・覚書の締結	事業者と機構間で「債務保証委託契約書」及び「債務保証委託契約書に関する覚書」を締結	事業者⇔食流機構	●	●	
8	債務保証書の送付	機構は、銀行宛に「債務保証書」を送付（上記4②の返信）	食流機構→銀行	●		●
9	初回保証料の通知	機構は、事業者と銀行宛に「債務保証料の通知」を送付 (別々の様式) ※貸付実行日＝支払期日	食流機構→事業者	●	●	
			食流機構→銀行	●		●
10	初回保証料の支払	事業者は、銀行を通じ、機構宛に債務保証料を支払	事業者→銀行→ 食流機構	●	●	●
11	貸付実行	銀行は、事業者へ貸付実行後、機構へ「貸付実行報告書」と「資金使途確認報告書」を提出	銀行→食流機構	●		●
12	貸付残高報告書の提出	銀行は、各年度終了後1ヶ月以内に（毎年4月末）機構宛に「貸付残高報告書」を提出	銀行→食流機構	●	●	●
13	決算書等の提出	事業者は、毎年決算終了後に「決算書等」を機構宛提出	事業者→食流機構	●	●	
14	保証料の通知 (毎年度)	機構は、事業者と銀行宛に「債務保証料の通知」を送付 (別々の様式)	食流機構→事業者	●	●	
			食流機構→銀行	●		●
15	保証料の支払 (毎年度)	事業者は、銀行を通じ、機構宛に債務保証料を支払	事業者→銀行→ 食流機構	●	●	●
16	実施状況報告書の提出 (毎年度)	事業者は、債務保証事業の対象となった認定事業について、開始した年度から終了した年度の翌年度まで、各年度終了後1ヶ月以内に（毎年4月末）機構宛に「実施状況報告書」を提出	事業者→食流機構	●	●	

※赤字箇所については、業務規程・運用基準等による指定様式あり。

※青字箇所については、機構で作成した指定様式あり。